## 令和2年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 11 月 会 議 会 議 録 (第1日)

## 議事日程(第1号)

令和2年11月17日 午後1時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
H 11±777 1	ム既処有仏賊只り111

6番 土谷 勇二 7番 久保田恒憲

日程第2 審議期間の決定

1日間 決定

日程第3 諸般の報告

日程第4

議長 報告

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報 報告第17号 告について

農林水産部長説明、 質疑あり、報告済

壱岐市小中学校情報通信ネットワーク環境

教育次長説明、

日程第5 議案第67号 整備等工事請負契約の締結について 質疑あり、委員会付託省略、 討論なし、可決

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等 議案第68号 日程第6

総務部長説明、

に関する条例の一部改正について

質疑なし、委員会付託省略、 討論なし、可決

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関す 日程第7 議案第69号

総務部長説明、

る条例の一部改正について

質疑なし、委員会付託省略、 討論なし、可決

壱岐市職員の給与に関する条例等の一部改 日程第8 議案第70号 正について

総務部長説明、

質疑なし、委員会付託省略、 討論なし、可決

# 本日の会議に付した事件 (議事日程第1号に同じ)

#### 出席議員(16名)

1番	中原	正博君	2番	山川	忠久君
3番	山内	豊君	4番	植村	圭司君
5番	清水	修君	6番	土谷	勇二君
7番	久保日	田恒憲君	8番	音嶋	正吾君
9番	小金丸	九益明君	10番	町田	正一君
11番	鵜瀬	和博君	12番	中田	恭一君
13番	市山	繁君	14番	牧永	護君
15番	赤木	貴尚君	16番	豊坂	敏文君

, <del></del>	/ ) >	`
欠席議員	1721	١
八川飛出	1/1	<i>/</i> /

## 欠 員(なし)

## 事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 村田 靖君

事務局係長 折田 浩章君

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋	陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間	博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾	正彦君
保健環境部長	﨑川 敏春君	建設部長	増田	誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原	辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	中上	良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本	俊幸君

#### 午後1時30分開議

## O議長(豊坂 敏文君) 皆さん、こんにちは。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか3名の方から報道取材のため、 撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は、16名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和2年壱岐市議会定例会11月会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

## 日程第1. 会議録署名議員の指名

## ○議長(豊坂 敏文君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、土谷勇二議員、7番、 久保田恒憲議員を指名いたします。

## 日程第2. 審議期間の決定

○議長(豊坂 敏文君) 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

11月会議の審議期間は、本日一日としたいと思います。 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 異議なしと認めます。よって、11月会議の審議期間は本日一日と決定いたしました。

## 日程第3. 諸般の報告

〇議長(豊坂 敏文君) 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年壱岐市議会定例会11月会議に提出され受理した議案等は5件であります。

次に、監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

令和2年度長崎県市議会議長会臨時総会については、新型コロナウイルスの関係で書面会議で 行われました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。詳しい資料につきましては事務局に保 管をしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、10月26日長崎県庁におきまして、白川市長並びに山本県議とともに中村知事及び瀬川県議会議長に対し、壱岐市及び壱岐市議会の連名で郷ノ浦港ジェットホイル専用浮桟橋の整備並びに周辺施設の再編整備について、印通寺施設整備について及び初山漁港施設整備について、ほか9項目の単独要望行ったところであります。

定例会11月会議において、議案等の説明のため、白川市長をはじめ、教育委員会教育長に説明員として出席の要請をしておりますので御了承をお願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、白川市長より発言の申し出があっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

○市長(白川 博一君) 令和2年壱岐市議会定例会11月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、全国的に夏場以降一旦感染者数の増加が落ち着きを見せつつありましたが、11月に入り、東京や北海道を中心に各地で過去最多の新規感染者が確認されるなど、第3波の襲来とも考えられる安穏とできない状況が続いております。

本市では、これまで7例の感染者が確認されておりますが、8月26日以降新たな新型コロナ

ウイルス感染者は確認されておりません。これは、水際対策をはじめ医療・福祉・介護現場の関係者皆様、そして市民皆様の日常生活の中での感染予防の取組の賜物であり、皆様の御理解と御協力に感謝申し上げます。

一方で、国の施策であるGoToキャンペーンの活用等により、島外からの人の往来も増えてきており、またこれから寒くなるにつれインフルエンザの流行も懸念されます。

市民皆様におかれましては、マスクの着用、手指消毒の徹底等、新しい生活様式の実践、インフルエンザ予防接種等により引き続き感染症予防対策に努めていただくとともに、自らの健康管理に十分御留意されますようお願いいたします。

さて本日は、12月会議を待たず執行または施行が必要である案件につきまして、本日11月 会議を開催いただき議案を上程することといたしました。

本日提出しております案件は、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告案件1件、契約の 締結に係る案件1件、条例の一部改正に係る案件3件であります。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げ、開会に際しての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

## 日程第4.報告第17号

○議長(豊坂 敏文君) 日程第4、報告第17号を議題とします。

本件について、報告を求めます。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

○市長(白川 博一君) 本日上程の報告及び議案につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

〇議長(豊坂 敏文君) 谷口農林水産部長。

[農林水産部長(谷口 実君) 登壇]

○農林水産部長(谷口 実君) 報告第17号について御説明申し上げます。

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐 市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治 法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでござい ます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

専決第6号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項 及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いました。令和2年10月20日専決でございます。

損害賠償の相手方は、西日本電信電話株式会社、損害賠償額は23万3,417円であります。 損害賠償の理由でございますが、令和2年8月11日午前9時10分ごろ、郷ノ浦町物部本村 触の市道木田線において、壱岐市農業機械銀行振興会職員が運転する壱岐市農業機械銀行公用車、 トラクターでございますが、対向車との離合で片側に寄せて運転した際、トラクター後部に取り 付けているローターリーの左側側面部分が道路そばに建柱されていた損害賠償の相手方である西 日本電信電話株式会社の電柱に接触し、損傷させたことによるものであります。

事故の状況といたしましては、電柱1本を折るといった状況でございました。

まずもって、相手方である西日本電信電話株式会社に大変御迷惑をおかけしたことに対し、深くおわびを申し上げます。

本事故の責任割合につきましては、壱岐市が加入しております保険会社との協議の結果、壱岐市が10割となっております。

このたび専決処分をいたした理由でございますが、今回の事故が対物事故であり責任割合が全て壱岐市にあること、また相手方への損害賠償の支払いを速やかに行うため、西日本電信電話株式会社から損害賠償額の提示を受けた10月20日をもって示談成立とし、同日専決処分を行ったところでございます。

なお、損害賠償額につきましては、保険会社から直接相手方に11月2日に支払いが行われて おります。

なお、事故発生後におきましては、運転者本人には厳重注意を行い、振興会職員に対しまして も事故防止に細心の注意を払うよう周知徹底を図ったところであります。今後このような事故を 起こさないよう、農作業安全のための指針を再度確認し、再発防止に向けた指導を行ってまいり ます。

以上で、報告第17号について専決処分の報告を終わります。

〔農林水産部長(谷口 実君) 降壇〕

- ○議長(豊坂 敏文君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。久保田議員。
- ○議員(7番 久保田恒憲君) その被害状況てか損害状況は、電柱1本を折っただけていう理解でよろしいですね。といいますのは、私も以前そういう電信電話株式会社に勤めておりましたので、電話回線まで切断するとなるとまた非常に市民に御迷惑おかけしたり、またその損害状況も非常に額そのものも高くなったりするので、電柱1本折れただけであれば非常に不幸中の幸いかもしれませんので、そこに乗ってるケーブルとかその度合いによってはもっと大きな金額になる。

そして、市民の皆さん方に多大な迷惑をかけるちゅうことがありますので、ちょっとその点だけ を確認をしたいと思います。

- 〇議長(豊坂 敏文君) 農林水産部長。
- **〇農林水産部長(谷口 実君)** ただいまの久保田議員の御質問にお答えいたします。説明不足で申し訳ございません。

電話線については、断線までには至っておりません。電話柱のみの事故でございましたので、 その断線による被害等はあっておりませんので申し添えます。

○議長(豊坂 敏文君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第5. 議案第67号

〇議長(豊坂 敏文君) 次に、日程第5、議案第67号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。西原教育次長。

〔教育次長(西原 辰也君) 登壇〕

○教育次長(西原 辰也君) 議案第67号について御説明いたします。壱岐市小中学校情報通信 ネットワーク環境整備等工事請負契約の締結について。

壱岐市小中学校情報通信ネットワーク環境整備等工事請負契約を下記のとおり締結するため、 地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

- 1、契約の目的、壱岐市小中学校情報通信ネットワーク環境整備等工事。
- 2、契約の方法、壱岐市小中学校情報通信ネットワーク環境整備等工事公募型プロポーザル審 香委員会により決定した業者と随意契約。
  - 3、契約金額、金1億8,040万円。
- 4、契約の相手方、長崎県諫早市津久葉町5番130号、西部電気工業株式会社長崎支店、支店長中山哲氏。

提案理由は、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2条の規定により、議会の議決を経る必要があるものでございます。

次の1ページに説明資料を記載しております。

- 1、工事場所、壱岐市内小中学校。
- 2、工期、契約発効の日から令和3年3月31日まで。

- 3、工事概要、(1)から(11)まで記載のとおり、国のGIGAスクール構想により児童・生徒1人1台端末の環境において、大容量の動画等の教材が円滑に活用できるよう校内のネットワーク環境整備の設計から施工監理まで行うものでございます。
- 4、公募型プロポーザルの実施状況ですが、10月1日に公告を行い、10月8日に参加申込書、10月30日に企画提案書の提出があり、11月6日に審査委員会を開催いたしました。参加者は西部電気工業株式会社長崎支店1社のみでございました。

基本方針として、1人1台端末の環境を見据え、教職員及び児童・生徒が意識をすることなく 快適にネットワークに接続できる環境を構築すること、セキュリティに十分配慮し、情報漏洩が 発生しない環境を構築すること、児童・生徒の授業に配慮しつつ、工期内に確実に工事を完了さ せる実施体制と、製品の確保を行うこととし、工事内容について詳細に仕様書に記載をするとと もに、工事費限度額は予算額の2億1,298万6,000円といたしました。

審査方法については、プレゼンテーションにより審査委員が評価項目を基に採点し、総点数が 配点合計の60%以上を基準とし審査を行いました。

本業者につきましては、現在小中学校の教育用パソコンの導入業者であり、既存の地域イントラネットワーク、学校ネットワークを設計構築をした業者であるため、現在の学校の設備状況も正確に把握をしております。

また、壱岐市内の工事業者と連携をして人員を確保し、工期内に完成するよう提案がされており、審査の結果、審査基準を満たしておりましたので決定となりました。

なお、審査委員につきましては、教育委員会部局管理職員3名、市長部局管理職員1名、外部 委員として長崎県情報戦略アドバイザー1名の計5名で実施をいたしております。

資料2ページに参考資料1として、学校ごとの児童・生徒数と教室数を記載しております。

3ページは参考資料2として、小中学校情報通信ネットワーク環境整備後の概要図を記載して おります。右側の青色枠内の地域イントラネット網の中で、4庁舎からそれぞれのエリア内の各 学校へ光ケーブルで接続をいたします。

4ページから18ページまでは参考資料3として、学校ごとの無線LANアクセスポイントの 設置場所を記載した平面図となります。

以上で、議案第67号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。 〔教育次長(西原 辰也君) 降壇〕

- ○議長(豊坂 敏文君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。音嶋議員。
- ○議員(8番 音嶋 正吾君) 今回、教育次長の説明内容は非常によかった。なぜかと言いましたら、こちらも事前に資料要求をしておりました。公募型プロポーザルの実施内容、要綱はどうなのか、そして公募プロポーザルにエントリーする業者は何社であったのか、プレゼンテーショ

ンに臨んだのは何社であったのか通告をしておりました。

そしてまた、プロポーザルの審査委員会のメンバー、これにはちょっと疑問もございます。非常に専門性を要するので、多分市の幹部職員等々で構成されたメンバーであろうとは思いました。 非常に専門性を有します。ですから、この選定だけは慎重にやるべきだなというふうに考えておりました。

そして、エントリーが1社しかなかったというのは非常に憂慮される事態でございます。

そうした中こうした、市長が常々申し述べておられます。壱岐市の市内の業者に協力できるものは協力してもらいたいということを、我々議会も要求をいたしておりますが、次長もそのことは今説明で申し述べられました。

ですから、今からこれに1つ補足するならば、契約は私は財政課も含めて一元化してほしいということは常々申し上げておりました。やはりグレードの高い、壱岐市になってグレードアップしております。それぞれやはり専門的な部署で、それも加えてやっていただきたい。

それには、例えば契約班にすればマンパワーが不足して、非常にそういうところは厳しい面も あるということは承っております。しかし、私は契約をするときの一元化というのは必要である と考えます。

例えば、ちょっとすいません議長いいですね。例えば、工事の入札をします。財政課は標準工期で最初契約をします。そしたら、工事が遅れたらこれをすぐ繰り越します。財政課としたら繰越の予定はない。しかし、事業課としたら遅れたから繰り越さざるを得ないという事態が今までも散見されておりました。

ですから、私がここで申し上げるのは、各課のプライドを持ってもらいたいということであります。専門性を高めていただきたい。このことを申し述べておきます。今回の教育委員会の手続き、なるべく可視化するようにすれば私たちも納得いくんですよ。透明性を高める。

特に入札の場合、いわゆる利害関係者がありますので可視化する、これが大原則であるという ことを申し述べておきます。今回の手続に関しては妥当であるというふうに考えております。こ ういうふうにどんどん可視化していただきたい、そのことを申し述べておきます。

- ○議長(豊坂 敏文君) 答弁要りませんね。答弁要りますか。
- ○議員(8番 音嶋 正吾君) できれば指名委員会の委員長さんにお願いいたしましょう。
- 〇議長(豊坂 敏文君) 副市長。
- **〇副市長(眞鍋 陽晃君)** 事業の発注に当たりましては、財務規則に基づきまして慎重に発注を しておるところでございます。今後につきましても、透明性をもちまして進めてまいりたいとい うふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(豊坂 敏文君) ほかに。音嶋議員。
- 〇議員(8番 音嶋 正吾君) より市民から信頼される行政の組織であることを切に希望して質問終わります。
- ○議長(豊坂 敏文君) ほか質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を 省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**〇議長(豊坂 敏文君)** 起立多数です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6. 議案第68号~日程第8. 議案第70号

○議長(豊坂 敏文君) 次に、日程第6、議案第68号から、日程第8、議案第70号までの 3件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。久間総務部長。

[総務部長(久間 博喜君) 登壇]

○総務部長(久間 博喜君) 議案第68号、議案第69号、議案第70号につきましては、提案 理由等に共通するところがございますので、続けて説明をさせていただきます。

今回、当該議案の提出に至りました経過といたしましては、本年10月7日に人事院より一般職の国家公務員の給与等に関する勧告がなされました。これを受けまして、11月6日の閣議におきまして、人事院勧告どおり期末手当の改定を行うこと及び10月28日の人事院報告どおり月例給の改定は行わないことの閣議決定がされました。

加えて、特別職の国家公務員につきましても、一般職に対する改正趣旨に沿って取り扱うことが決定され、各地方公共団体においても、地方公務員法の趣旨にのっとって適切に対応すること

の要請がなされたところであります。長崎県人事院会におきましても、10月21日に国同様の 期末手当の改定の勧告がされております。

今回の勧告内容につきましては、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げることとし、本年度は12月の期末手当を引き下げ、令和3年度以降は6月期と12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げることとされたところでございます。

また、市長、副市長、教育長、市議会議員につきましては、これまで同様に国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、期末手当の支給率を 0.05月分減額調整することとなります。

県内21市町の情勢といたしましては、いずれも国県に準じた取扱いとする方針でありまして、 12月期の期末手当の基準日が12月1日であることから、いずれも11月中の議会への上程と なっております。

それでは、それぞれの議案の説明をいたしますが、本日提出議案の順番は例規の体系順に基づき条例制定番号の若い順となっております。

まず最初に、議案第68号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について御説明いたします。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり 定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開きください。

今回の改正は、国家公務員の特別職等の給与に関する人事院勧告に基づき、期末手当の支給率 を 100分の 335にするものでありまして、現行の 100分の 340 から 100分の 5 を引き下げるものでございます。

第1条は、公布の日から施行するものでありまして、令和2年12月期の適用分でございます。 改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率を現行の12月期100分の170を100分の 165に改め、支給済の6月期100分の170と合わせて計100分の335とするものであ ります。現行より100分の5の引き下げとなります。

第2条は、交付の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものを規定しております。つまり令和3年度の適用分でございます。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の 167.5とし、計100分の335に改正するものであります。

新旧対照表につきましては、議案関係資料の1ページから2ページに載せております。

附則として、ただいま説明をいたしました施行日及び適用日について規定をしております。

続きまして、議案第69号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開きください。

今回の改正は、国家公務員の特別職等の給与に関する人事院勧告に基づき、期末手当の支給率を100分の335にするものでありまして、現行の100分の340から100分の5を引き下げるものでございます。

第1条は、公布の日から施行するものを規定しております。令和2年12月期の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を現行の12月期100分の170を 100分の165に改め、支給済の6月期100分の170と合わせて100分の335とする ものでございます。

第2条は、交付の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものを規定しております。つまり令和3年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞ れ100分の167.5とし、計100分の335に改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、議案関係資料の3ページから4ページに載せております。

附則として、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定をしております。

続きまして、議案第70号壱岐市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

壱岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開き願います。

この議案第70号の改正条例は、第1条から第6条及び附則の構成となっており、改正しようとする本則は条例の種類、適用日の違いにより分ける条立ての改正方法をとっております。

第1条では、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行するものを規定しております。令和2年12月期の適用分でございます。

別冊議案関係資料の5ページから10ページに、改正条例の新旧対照表を載せております。左

が現行、右が改正案でございます。

なお、資料に下線をしておりますが、下線箇所は改正をしようとする箇所でございます。 議案関係資料5ページをお開き願います。

第30条第2項では、正規職員の期末手当の支給率を12月期について現行の100分の 130から100分の125に改め、100分の5引き下げる旨を定めております。これにより、 支給済の6月期100分の130と合わせて100分の255とするものでございます。

次に、議案書をお願いいたします。

第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、令和3年 4月1日から適用するものを定めております。

議案関係資料6ページをお願いをいたします。

第30条第2項は、正規職員の期末手当の支給率を令和3年度から6月期、12月期それぞれ 100分の127.5とし、現行の計100分の260から100分の5引き下げた計100分 の255とするものでございます。

第3項につきましては、ただいま御説明いたしました支給率の改正に伴う再任用職員に適用する分の改正であります。

また議案書をお開き願います。

第3条は、壱岐市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち公布の日から施行するものを規定しておりまして、令和2年12月期の適用分でございます。

議案関係資料の新旧対照表7ページをお開き願います。

第7条第2項は、特定任期付き職員の令和2年12月の期末手当の支給率を現行の100分の170から100分の5引き下げ100分の165とするものでございます。

また議案書をお願いをいたします。

第4条は、壱岐市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、令和3年4月1日から適用するものを規定しております。

議案関係資料の新旧対照表8ページをお願いいたします。

第7条第2項は、特定任期付き職員の期末手当の支給率を令和3年度から6月期、12月期それぞれ100分の167.5とし、現行の100分の340から100分の5引き下げた計100分の335とするものでございます。

参考までに、現在壱岐市において一般職の任期付き職員及び特定任期付き職員は在職をしておりません。

また議案書のほうをお願いをいたします。

第5条は、壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行するものを規定しておりまして、令和2年12月期の適用分でございます。

会計年度任用職員の期末手当については、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員並びにパートタイム会計年度任用職員に支給することとなっておりますが、支給率については壱岐市職員の給与に関する条例の規定を準用することとしており、ただいま御説明をいたしました正規職員同様の改正、現行の100分の130から100分の5引き下げた100分の125とするものでございます。適用についても同様でございます。

なお、本条例中附則の中で令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例を規定 しております。これは、令和2年3月31日まで第1種嘱託職員として任用されていた以外の職 員で、今年度新たに会計年度任用職員となった職員について、期末手当の支給率についての段階 的適用を附則第2項及び附則第3項で定めておりまして、今回の期末手当の支給率の変動分を反 映させております。

第6条は、壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、令和3年4月1日から適用するものを規定しております。

附則の改正は、前条の説明同様今回の期末手当の支給率の変動分を反映させております。

第5条及び第6条関係の新旧対照表は、議案関係資料の9ページ及び10ページに載せております。

以上、議案第68号から第70号まで続けて説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〔総務部長(久間 博喜君) 降壇〕

○議長(豊坂 敏文君) これから日程第6、議案第68号から日程第8、議案第70号までの 3件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第68号から議案第70号までの3件については、会議規則第37条第 2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(豊坂 敏文君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第70号までの 3件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第68号について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

#### [賛成者起立]

○議長(豊坂 敏文君) 起立多数です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第69号について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

#### [賛成者起立]

○議長(豊坂 敏文君) 起立多数です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第70号について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(豊坂 敏文君) 起立多数です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。 以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。11月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(豊坂 敏文君)** 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。
- ○議長(豊坂 敏文君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。 これをもちまして、令和2年壱岐市議会定例会11月会議を終了いたします。 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 土谷 勇二

署名議員 久保田恒憲